

平成22年9月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 山本浩希

平成22年(ハ)第175号 不当利得金返還請求事件

口頭弁論終結日 平成22年8月24日

判 決

北海道

原 告

同訴訟代理人弁護士

東京都新宿区西新宿8丁目15番1号

被 告

同代表者代表取締役

同 訴 訟 代 理 人

竹 間

寛

株 式 会 社

武 富 士

清 川

昭

佐 藤

伸

一

主 文

- 1 被告は、原告に対し、103万8673円及び
 - (1) うち44万8593円に対する平成13年9月21日から
 - (2) うち55万円に対する平成22年6月29日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による各金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、貸金業者である被告との間の金銭消費貸借契約に基づいて金銭消費貸借取引を行ってきた原告が、債務弁済協定の調停を申し立て、調停期日にお

いて合意が成立し、同合意に基づき被告に弁済したが、(1) 同合意が成立した当時既に債務は完済となっていたから、前記合意は錯誤により無効であると主張して、被告に対し、過払金44万8593円及び平成13年9月20日までの利息4万0080円並びに過払金44万8593円に対する翌21日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求めるとともに、(2) 前記錯誤は被告の不法行為によるものであると主張して、不法行為による慰謝料50万円及び弁護士費用5万円並びに55万円に対する訴えの変更申立書送達日の翌日である平成22年6月29日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 争いのない事実等(末尾に証拠を掲げた事実以外は、当事者間に争いがない。)

(1) 被告は平成11年法律第155号による改正前の貸金業の規制等に関する法律(以下、「貸金業法」という。)所定の登録を受けた貸金業者である。

(2) 原告は、被告との間の金銭消費貸借契約に基づく借入金債務につき苫小牧簡易裁判所に債務弁済協定調停(平成11年(ノ)第1006号、以下「本件調停」という。)を申し立て、平成12年2月8日の本件調停期日において、原被告間に合意が成立した(以下「本件調停合意」という。)(甲4)。

(3) 原告の被告からの借入れ及び被告に対する弁済は、別紙計算書記載のとおりである(以下「本件取引」という。)。本件取引において、被告は原告から利息制限法の制限を超過する利率による利息の支払を受けた(甲1)。

(4) 被告は、平成22年4月27日の第1回口頭弁論期日において、本訴提起日である平成22年3月15日から10年前の平成12年3月15日以前に発生した過払金について、消滅時効援用の意思表示をした。

3 争点及び当事者の主張の要旨

(1) 不当利得の成否

ア 被告は悪意の受益者か。

(原告)

(ア) 被告は、貸金業者であり、利息制限法の制限利率を超える利率の利息を受領しているから、悪意の受益者として、過払金が発生する都度法定利息の支払義務を負う。

(イ) 被告は、貸金業者であるから、貸金業法43条の適用が認められない場合には、同法の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情が認められない限り、悪意の受益者と推定される。

(被告)

(ア) 本件取引には、貸金業法43条の適用がある。

(イ) 利息制限法の制限を超過する約定利息の支払を遅滞したときには当然に期限の利益を喪失する旨の特約のもとで制限超過部分を支払った場合は、貸金業法43条1項にいう「任意に支払った」ものということとはできないとした最高裁判所平成18年1月13日判決言以前の期限の利益喪失特約下の支払については、これを受領したことのみを理由として、悪意の受益者であると推定することはできない。

イ 過払金の請求は、本件調停合意の既判力によって遮断されるか。

(被告)

本件調停合意は、確定判決と同一の効力を有するから、原告の過払金請求は本件調停合意の既判力に抵触し、認められない。

(原告)

(ア) 裁判上の和解の効力について、判例は、裁判上の和解の紛争処理機能確保のため既判力を認めつつ、和解に実体法上の無効・取消原因がある場合には裁判上の和解は無効であり、既判力を生じないとする制限的既判力説を採っている（最高裁大法廷昭和33年3月5日判決・民集12巻3号381頁、最高裁第一小法廷昭和33年6月14日判決・民集1

2巻9号1492頁など)。調停は、訴訟行為たる性質を有する反面、私人間の私法上の合意たる性質を有するから、その合意が瑕疵ある意思表示によるものであるときは、無効ないし取り消されるべきである（最高裁第一小法廷昭和33年6月14日判決・民集12巻9号1492頁）。

したがって、調停における合意につき、要素の錯誤がある場合には錯誤無効の主張が許される。

(イ) 原告は、本件調停期日において、調停委員から、35万2831円の残債務があり、これを月8000円の分割返済が可能かとの説明を受けたが、被告の従業員から取引開始当時の取引経過の開示を受けたり、過払金があるとの説明は受けなかった。

原告は、当時、生活に窮しており、もし、本件調停期日において、既に過払いの状態にあったことを知っていたら、原告は、前記調停委員の和解案提示を受け入れることはなかった。

したがって、原告には、本件調停合意につき要素の錯誤があるから、本件調停合意は無効である。

ウ 消滅時効の成否

(被告)

過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなった時点、すなわち、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借が終了した時点から進行する。本件調停成立により、原告の新たな借入金債務の発生は見込まれなくなったから、基本契約に基づく取引は終了し、消滅時効が進行する。

仮に、原告の過払金請求が本件調停合意の既判力に抵触しないとしても、

本件調停合意により、本件消費貸借契約は終了している。本訴提起日は平成22年3月15日であるから、平成12年3月15日以前の過払金は、時効消滅している。

(原告)

本件調停合意は無効であるから、本件取引は基本契約に基づく一連の取引として平成13年9月20日まで続いており、時効消滅していない。

(2) 不法行為の成否

(原告)

原告は、本件調停期日において、被告から、平成8年12月26日を取引開始日とする取引履歴を開示されたが、それ以前の取引履歴は削除されているので開示できないと虚偽の事実を告げられた上、平成8年12月26日付け金銭消費貸借契約が原被告間に存在すると思わせる改ざんされた取引履歴を開示された。その結果、本来であれば、本件調停期日において、原告の被告に対する借入金債務はなく、むしろ約30万円の過払金が発生していたにもかかわらず、原告は、35万2831円の借入金債務があると誤信し、本件調停合意をした。そして、原告は、被告に対し、本件調停合意に従って、平成12年2月8日から平成13年9月20日までの間毎月8000円ずつ、合計16万円を支払い、被告はこれを受領したが、被告のこれら行為は不法行為に当たる。原告は、被告の不法行為により著しい精神的苦痛を被ったものであり、その慰謝料は50万円を下らない。また、前記不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は5万円を下らない。

(被告)

平成17年7月19日の最高裁判決以前に取引履歴の非開示を違法行為とする最高裁判決は存在しないから、被告の取引履歴の非開示行為を違法行為ということはできない。

第3 争点についての判断

1 争点(1)ア (被告は悪意の受益者か。) について

利息制限法は、強行法規であり、同法の制限利率を超える利率の約定は無効であるから、貸金業者は、貸金業法43条1項が適用される場合に限り、利息制限法の制限利率を超える利息を有効な弁済として受領することができるにとどまり、同規定の適用がない場合には、制限超過部分は貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後の過払金は不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきである。

そうすると、利息制限法を超える利息を受領した貸金業者は、貸金業法43条1項の適用が認められない場合、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、悪意の受益者であると推定される（最高裁第二小法廷平成19年7月13日判決）。

そして、金銭消費貸借の借主が利息制限法所定の制限を超えて利息の支払を継続し、その制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生した場合において、貸主が悪意の受益者であるときは、貸主は、民法704条前段の規定に基づき、過払金発生時から同条前段所定の利息を支払わなければならない（大審院昭和2年12月26日判決、最高裁第二小法廷平成21年9月4日判決）。

本件において、被告は、貸金業法43条1項の適用につき何ら立証せず、また、上記特段の事情につき何ら主張及び立証をしないから、被告は悪意の受益者と推定され、過払金発生時から利息を支払わなければならない。

2 争点(1)イ (過払金の請求は、本件調停合意の既判力によって遮断されるか。) について

(1) 調停における当事者間の合意は、合意内容を調書に記載されると、裁判上の和解と同一の効力を有する（民事調停法16条）とされ、原則として既判力を有するが（民事訴訟法267条）、私法上の無効原因の存在が認められ

る場合は、当該合意は当然無効であり、既判力を生じないと解するのが相当である。

(2) 証拠(甲2から8)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

原告は、平成11年当時、住宅ローンが約1300万円あり、毎月約8万円を返済していたが、他に、被告、ディックファイナンス株式会社(当時)、アイク株式会社(当時)、アトム有限会社、エイシン産業株式会社などの消費者金融業者5社からの借入債務が総額約200万円あり、毎月約10万円を返済に充てていたが、多重債務に陥り、平成11年暮れ、苫小牧簡易裁判所に前記5社に対する債務弁済協定調停の申立てをした。

そして、本件調停期日において、原告は、調停委員から、被告に対する8万2831円の借入金債務があり、これを月8000円ずつ返済することが可能かどうか、被告はこれ以上減額しないなどの説明を受け、また、被告代理人として出頭した従業員(花田淳一)から、平成8年12月26日以後の取引履歴は開示されたが、それ以前の取引履歴は削除されているので出せないと言われ、開示されなかった。

そのため、原告は、被告から開示された取引履歴を前提に、被告との間で、本件調停合意をした。

(3) 以上の事実によれば、原告は、被告との間の金銭消費貸借契約に基づく借入金債務につき、法律に従い減額されるものと期待して本件調停を申し立てたところ、上記争いのない事実等(2)の取引を利息制限法の制限利率に従って計算すると、別紙計算書記載のとおり、本件調停当時、既に過払状態となっており、平成12年2月8日の本件調停期日直前までに過払金が28万8593円発生していることが認められる。

そうすると、原告が、本件調停当時、このような事実を認識していれば、本件調停合意はしなかったものと優に認めることができる。

したがって、本件調停合意は、その前提事実につき要素の錯誤があり無効

と解するのが相当である（大審院大正6年9月18日判決・民録23輯134:2頁）から、過払金の請求は、本件調停合意の既判力による遮断を受けないことになる。

3 争点(1)ウ（消滅時効の成否）について

上記争点(1)イで認定したとおり、本件調停合意は無効であるから、本件取引は平成13年9月20日に終了したと認められる。

したがって、過払金の消滅時効起算日は平成13年9月20日となるから、被告の主張は失当である。

4 争点(2)（不法行為の成否）について

(1) 本件調停合意の条項第1項には、原被告間の平成8年12月26日付け金銭消費貸借契約に基づき、原告が被告から平成8年12月26日から平成11年4月21日までの間に3回にわたって借り入れた合計53万2376円の残債務として、残元金35万2831円及びこれに対する平成12年2月9日から支払済みまで年18パーセントの割合による遅延損害金の支払義務がある旨記載されている（甲4）。

しかし、証拠（甲1）によれば、被告は平成3年8月15日から平成8年12月26日までの取引履歴を有していること、金銭消費貸借契約の締結日とされる平成8年12月26日に原告の借入れはなく、反対に、原告から1万2000円の入金がなされ、30日分の利息として1万1011円、元金として989円が充当され、残元金として48万8376円が計上されていること、また、実際に原告が被告から平成8年12月26日から平成11年4月21日までの間に借り入れたのは、平成11年3月2日の4万円と同月31日の4000円の2回だけであり、借入額は4万4000円であることなどの事実が認められる。

(2) 以上の事実により上記争点(1)イで認定した事実及び弁論の全趣旨を総合すると、本件調停期日において、被告は、平成8年12月26日以前の取引履歴を有

しているのにこれを削除したとして開示せず、また、被告から開示された平成8年12月26日以後の取引履歴は内容虚偽の取引履歴であったことが推認される。

そして、被告は、原告に対し、内容虚偽の取引履歴を開示し、それを前提に本件調停合意をさせ、その返済を行わせたのであるから、被告の行為は、社会的相当性を逸脱した違法な行為として、不法行為を構成するというべきである。

原告は、当時、多額の住宅ローンを抱え、消費者金融への返済を負い、多重債務に陥っていたために借入金債務の減額を期待して債務弁済協定調停を申し立てたにもかかわらず、被告に対する過払金債権を他の消費者金融業者の借入金債務の返済に充当してその負担を軽減することができたであろうのに、被告から存在しない借入金債務を負担させられて毎月8000円ずつ8か月もの間返済をさせられ、経済的に苦しい生活を強いられたことは容易に想像され、そのため精神的苦痛を被ったと認められるから、その慰謝料は50万円を、本件不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は5万円をそれぞれ相当と認める。

被告は、取引履歴の開示義務がない主張するが、本件では、被告が開示した取引履歴が虚偽の内容であったことを理由とするものであるから、被告の主張は理由がなく、失当である。

5 結論

以上のとおり、被告は、原告に対し、不当利得につき、別紙計算書記載のとおり、平成13年9月20日現在で44万8693円の過払金及び4万0080円の利息の支払義務を、不法行為につき、慰謝料50万円及び弁護士費用5万円の支払義務をそれぞれ負担することになる。

したがって、原告の請求は理由がある。

苫 小 牧 簡 易 裁 判 所

助 之 有 本 山 官 判 裁

(別紙)

計 算 書

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H3.8.15	100,000		0.18				100,000		
2	H3.8.15	200,000		0.18	0	0	0	300,000	0	0
3	H3.8.17		200,000	0.18	2	296	0	100,296	0	0
4	H3.8.17		480	0.18	0	0	0	99,816	0	0
5	H3.8.25	100,000		0.18	8	393	393	199,815	0	0
6	H3.8.28	50,000		0.18	3	295	688	249,815	0	0
7	H3.9.17		11,000	0.18	20	2,463	0	241,966	0	0
8	H3.9.17	50,000		0.18	0	0	0	291,966	0	0
9	H3.10.17		13,000	0.18	30	4,319	0	283,285	0	0
10	H3.10.17	10,000		0.18	0	0	0	293,285	0	0
11	H3.11.18		13,000	0.18	32	4,623	0	284,913	0	0
12	H3.11.18		3,000	0.18	0	0	0	281,913	0	0
13	H3.11.18	10,000		0.18	0	0	0	291,913	0	0
14	H3.12.16		13,000	0.18	28	4,030	0	282,943	0	0
15	H3.12.16		4,000	0.18	0	0	0	278,943	0	0
16	H3.12.16	10,000		0.18	0	0	0	288,943	0	0
17	H4.1.16		20,000	0.18	31	4,411	0	273,354	0	0
18	H4.1.29	10,000		0.18	13	1,747	1,747	283,354	0	0
19	H4.2.13		13,000	0.18	15	2,090	0	274,191	0	0
20	H4.2.13		503	0.18	0	0	0	273,688	0	0
21	H4.2.13	10,000		0.18	0	0	0	283,688	0	0
22	H4.3.16		13,000	0.18	32	4,464	0	275,152	0	0
23	H4.4.17		13,000	0.18	32	4,330	0	266,482	0	0
24	H4.4.17	10,000		0.18	0	0	0	276,482	0	0
25	H4.5.17		20,000	0.18	30	4,079	0	260,561	0	0
26	H4.5.17	10,000		0.18	0	0	0	270,561	0	0
27	H4.6.18		20,000	0.18	32	4,268	0	254,819	0	0
28	H4.6.18	10,000		0.18	0	0	0	264,819	0	0
29	H4.7.17		20,000	0.18	29	3,776	0	248,595	0	0
30	H4.7.17	10,000		0.18	0	0	0	258,595	0	0
31	H4.8.13		10,000	0.18	27	3,433	0	252,028	0	0
32	H4.8.13	10,000		0.18	0	0	0	262,028	0	0
33	H4.9.18		20,000	0.18	36	4,639	0	246,667	0	0
34	H4.9.18	10,000		0.18	0	0	0	256,667	0	0
35	H4.10.17		20,000	0.18	29	3,660	0	240,327	0	0
36	H4.10.17	10,000		0.18	0	0	0	250,327	0	0
37	H4.11.16		13,000	0.18	30	3,693	0	241,020	0	0
38	H4.11.16	10,000		0.18	0	0	0	251,020	0	0
39	H4.12.17		13,000	0.18	31	3,827	0	241,847	0	0
40	H4.12.17		1,000	0.18	0	0	0	240,847	0	0
41	H4.12.17	10,000		0.18	0	0	0	250,847	0	0
42	H5.1.18		13,000	0.18	32	3,953	0	241,800	0	0
43	H5.1.18		4,562	0.18	0	0	0	237,238	0	0
44	H5.1.18	10,000		0.18	0	0	0	247,238	0	0
45	H5.2.18		20,000	0.18	31	3,779	0	231,017	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
46	H5. 2. 18	10,000		0.18	0	0	0	241,017	0	0
47	H5. 3. 17		20,000	0.18	27	3,209	0	224,226	0	0
48	H5. 3. 17	10,000		0.18	0	0	0	234,226	0	0
49	H5. 4. 21		20,000	0.18	35	4,042	0	218,268	0	0
50	H5. 4. 21	10,000		0.18	0	0	0	228,268	0	0
51	H5. 5. 17		20,000	0.18	26	2,926	0	211,194	0	0
52	H5. 5. 17	20,000		0.18	0	0	0	231,194	0	0
53	H5. 6. 17		16,000	0.18	31	3,534	0	218,728	0	0
54	H5. 6. 17	10,000		0.18	0	0	0	228,728	0	0
55	H5. 7. 16		17,000	0.18	29	3,271	0	214,999	0	0
56	H5. 7. 16	10,000		0.18	0	0	0	224,999	0	0
57	H5. 8. 13		17,000	0.18	28	3,106	0	211,105	0	0
58	H5. 8. 13	10,000		0.18	0	0	0	221,105	0	0
59	H5. 9. 21		19,000	0.18	39	4,252	0	206,357	0	0
60	H5. 9. 21	10,000		0.18	0	0	0	216,357	0	0
61	H5. 10. 14	100,000		0.18	23	2,454	2,454	316,357	0	0
62	H5. 10. 15		8,000	0.18	1	156	0	310,967	0	0
63	H5. 10. 15	20,000		0.18	0	0	0	330,967	0	0
64	H5. 10. 19	80,000		0.18	4	652	652	410,967	0	0
65	H5. 11. 17		21,000	0.18	29	5,877	0	396,496	0	0
66	H5. 11. 17	10,000		0.18	0	0	0	406,496	0	0
67	H5. 12. 17		22,000	0.18	30	6,013	0	390,509	0	0
68	H5. 12. 17	10,000		0.18	0	0	0	400,509	0	0
69	H6. 1. 16		22,000	0.18	30	5,925	0	384,434	0	0
70	H6. 2. 18		22,000	0.18	33	6,256	0	368,690	0	0
71	H6. 2. 18	10,000		0.18	0	0	0	378,690	0	0
72	H6. 3. 18		21,000	0.18	28	5,229	0	362,919	0	0
73	H6. 3. 18	10,000		0.18	0	0	0	372,919	0	0
74	H6. 4. 20		24,000	0.18	33	6,068	0	354,987	0	0
75	H6. 4. 20	20,000		0.18	0	0	0	374,987	0	0
76	H6. 5. 20		22,000	0.18	30	5,547	0	358,534	0	0
77	H6. 5. 20	10,000		0.18	0	0	0	368,534	0	0
78	H6. 6. 15		13,000	0.18	26	4,725	0	360,259	0	0
79	H6. 7. 10		22,000	0.18	25	4,441	0	342,700	0	0
80	H6. 7. 10	10,000		0.18	0	0	0	352,700	0	0
81	H6. 8. 10		21,000	0.18	31	5,391	0	337,091	0	0
82	H6. 8. 10	10,000		0.18	0	0	0	347,091	0	0
83	H6. 9. 11		21,000	0.18	32	5,477	0	331,568	0	0
84	H6. 9. 11	10,000		0.18	0	0	0	341,568	0	0
85	H6. 10. 11		21,000	0.18	30	5,053	0	325,621	0	0
86	H6. 10. 11	10,000		0.18	0	0	0	335,621	0	0
87	H6. 11. 15		21,000	0.18	35	5,792	0	320,413	0	0
88	H6. 11. 15		2,000	0.18	0	0	0	318,413	0	0
89	H6. 11. 15	10,000		0.18	0	0	0	328,413	0	0
90	H6. 12. 11		22,000	0.18	26	4,210	0	310,623	0	0
91	H6. 12. 11	10,000		0.18	0	0	0	320,623	0	0
92	H7. 1. 11		21,000	0.18	31	4,901	0	304,524	0	0
93	H7. 1. 24	10,000		0.18	13	1,952	1,952	314,524	0	0
94	H7. 2. 13		21,000	0.18	20	3,102	0	298,578	0	0
95	H7. 3. 22		16,300	0.18	37	5,448	0	287,726	0	0
96	H7. 3. 23	10,000		0.18	1	141	141	297,726	0	0
97	H7. 4. 21		13,000	0.18	29	4,257	0	289,124	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
98	H7.5.19		12,000	0.18	28	3,992	0	281,116	0	0
99	H7.6.1		5,000	0.18	13	1,802	0	277,918	0	0
100	H7.6.29		12,000	0.18	28	3,837	0	269,755	0	0
101	H7.8.18		13,500	0.18	50	6,651	0	262,906	0	0
102	H7.8.28		12,500	0.18	10	1,296	0	251,702	0	0
103	H7.9.28		12,400	0.18	31	3,847	0	243,149	0	0
104	H7.10.27		12,749	0.18	29	3,477	0	233,877	0	0
105	H7.11.29		13,738	0.18	33	3,806	0	223,945	0	0
106	H7.12.25		12,000	0.18	26	2,871	0	214,816	0	0
107	H8.1.26		13,849	0.18	32	3,382	0	204,349	0	0
108	H8.3.25		15,000	0.18	59	5,929	0	195,278	0	0
109	H8.3.25		500	0.18	0	0	0	194,778	0	0
110	H8.4.3		13,000	0.18	9	862	0	182,640	0	0
111	H8.5.1		13,000	0.18	28	2,515	0	172,155	0	0
112	H8.6.10		12,000	0.18	40	3,386	0	163,541	0	0
113	H8.6.28		11,700	0.18	18	1,447	0	153,288	0	0
114	H8.7.29		11,500	0.18	31	2,337	0	144,125	0	0
115	H8.9.25		15,000	0.18	58	4,111	0	133,236	0	0
116	H8.10.25		22,500	0.18	30	1,965	0	112,701	0	0
117	H8.11.26		13,000	0.18	32	1,773	0	101,474	0	0
118	H8.12.26		12,000	0.18	30	1,497	0	90,971	0	0
119	H9.2.25		25,500	0.18	61	2,735	0	68,206	0	0
120	H9.3.25		13,000	0.18	28	941	0	56,147	0	0
121	H9.4.25		12,500	0.18	31	858	0	44,505	0	0
122	H9.5.28		12,000	0.18	33	724	0	33,229	0	0
123	H9.7.18		10,000	0.18	51	835	0	24,064	0	0
124	H9.7.25		15,000	0.18	7	83	0	9,147	0	0
125	H9.8.27		13,000	0.18	33	148	0	-3,705	0	0
126	H9.9.25		12,000	0.18	29	0	0	-15,705	-14	-14
127	H9.10.24		12,000	0.18	29	0	0	-27,705	-62	-76
128	H9.11.25		12,500	0.18	32	0	0	-40,205	-121	-197
129	H9.12.25		12,500	0.18	30	0	0	-52,705	-165	-362
130	H10.1.24		9,000	0.18	30	0	0	-61,705	-216	-578
131	H10.1.28		4,000	0.18	4	0	0	-65,705	-33	-611
132	H10.2.25		11,600	0.18	28	0	0	-77,305	-252	-863
133	H10.3.26		12,500	0.18	29	0	0	-89,805	-307	-1,170
134	H10.5.3		14,000	0.18	38	0	0	-103,805	-467	-1,637
135	H10.5.26		11,500	0.18	23	0	0	-115,305	-327	-1,964
136	H10.7.1		13,000	0.18	36	0	0	-128,305	-568	-2,532
137	H10.7.29		10,000	0.18	28	0	0	-138,305	-492	-3,024
138	H10.8.28		12,000	0.18	30	0	0	-150,305	-568	-3,592
139	H10.9.28		13,000	0.18	31	0	0	-163,305	-638	-4,230
140	H10.11.5		10,000	0.18	38	0	0	-173,305	-850	-5,080
141	H10.11.5		1,000	0.18	0	0	0	-174,305	0	-5,080
142	H10.11.27		13,000	0.18	22	0	0	-187,305	-525	-5,605
143	H10.12.29		13,000	0.18	32	0	0	-200,305	-821	-6,426
144	H11.1.30		12,000	0.18	32	0	0	-212,305	-878	-7,304
145	H11.3.2		11,000	0.18	31	0	0	-223,305	-901	-8,205
146	H11.3.11	40,000		0.18	9	0	0	-191,785	-275	0
147	H11.3.31		11,000	0.18	20	0	0	-202,785	-525	-525
148	H11.4.21	4,000		0.18	21	0	0	-199,893	-533	0
149	H11.4.28		11,000	0.18	7	0	0	-210,893	-191	-191

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
150	H11.6.1		12,000	0.18	34	0	0	-222,893	-982	-1,173
151	H11.6.30		12,000	0.18	29	0	0	-234,893	-885	-2,058
152	H11.8.15		10,000	0.18	46	0	0	-244,893	-1,480	-3,538
153	H11.8.16		2,000	0.18	1	0	0	-246,893	-33	-3,571
154	H11.9.10		12,700	0.18	25	0	0	-259,593	-845	-4,416
155	H11.10.6		12,000	0.18	26	0	0	-271,593	-924	-5,340
156	H11.10.27		5,000	0.18	21	0	0	-276,593	-781	-6,121
157	H11.11.25		12,000	0.18	29	0	0	-288,593	-1,098	-7,219
158	H12.2.8		8,000	0.18	75	0	0	-296,593	-2,960	-10,179
159	H12.2.25		8,000	0.18	17	0	0	-304,593	-688	-10,867
160	H12.4.5		8,000	0.18	40	0	0	-312,593	-1,664	-12,531
161	H12.4.25		8,000	0.18	20	0	0	-320,593	-854	-13,385
162	H12.5.26		8,000	0.18	31	0	0	-328,593	-1,357	-14,742
163	H12.6.26		8,000	0.18	31	0	0	-336,593	-1,391	-16,133
164	H12.7.28		8,000	0.18	32	0	0	-344,593	-1,471	-17,604
165	H12.8.31		8,000	0.18	34	0	0	-352,593	-1,600	-19,204
166	H12.9.26		8,000	0.18	26	0	0	-360,593	-1,252	-20,456
167	H12.11.10		8,000	0.18	45	0	0	-368,593	-2,216	-22,672
168	H12.12.1		8,000	0.18	21	0	0	-376,593	-1,057	-23,729
169	H13.1.9		8,000	0.18	39	0	0	-384,593	-2,007	-25,736
170	H13.2.7		8,000	0.18	29	0	0	-392,593	-1,527	-27,263
171	H13.3.16		8,000	0.18	37	0	0	-400,593	-1,989	-29,252
172	H13.4.17		8,000	0.18	32	0	0	-408,593	-1,756	-31,008
173	H13.5.17		8,000	0.18	30	0	0	-416,593	-1,679	-32,687
174	H13.6.18		8,000	0.18	32	0	0	-424,593	-1,826	-34,513
175	H13.7.17		8,000	0.18	29	0	0	-432,593	-1,686	-36,199
176	H13.8.23		8,000	0.18	37	0	0	-440,593	-2,192	-38,391
177	H13.9.20		8,000	0.18	28	0	0	-448,593	-1,689	-40,080
178				0.18	0	0	0	0	0	0
179				0.18	0	0	0	0	0	0

これは正本である。

平成22年9月28日

苫小牧簡易裁判所書記官室民事1係

裁判所書記官 山本 浩

